

第3回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

- (1) 日 時：令和4年6月29日(水) 13時30分～14時30分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
 - ① 委員
猪狩堅一委員（委員長）、磯崎泰三委員、川崎友美委員、緑川猛彦委員、渡辺秀徳委員
 - ② 市側
財政部長、財政部契約課
教育部次長、教育委員会施設整備課
土木部長、土木部土木課、土木部河川課
生活環境部長、生活環境部生活排水対策室南部下水道管理事務所
水道局長、水道局総務課、水道局工務課
医療センター事務局長、医療センター施設管理課
- (4) 次 第
 - ① 開会
 - ② 議事
 - (1) 入札・契約の状況について
 - (2) 指名停止の状況について
 - (3) 入札・契約の実績等について
 - ③ その他
 - (1) 次回の日程等について
 - (2) その他
 - ④ 閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いでございますので、ただいまから、「第3回いわき市契約適正化委員会」を開催いたします。

本日の委員の出席につきまして、出席委員が5名で過半数に達しており、「いわき市契約適正化委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）」第5条第3項の規定にもとづき、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

本日の会議にあたり、開催方法の変更があり、申し訳ございませんでした。

Web会議形式にて実施して参りますが、複数名で対応している部署におきましては、説明や質問等の発言は、マスク着用にてお願いします。

それでは、事前に送付しております次第に従いまして進めて参りたいと思いますが、資料の確認をさせていただきます。

『次第』のほか、『資料1』～『資料5』ですが、よろしいでしょうか。

（委員賛同）

続きまして議事に入りますが、議事については、「設置要綱」第5条第2項の規定にもとづき、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、猪狩委員長よろしくをお願いします。

【議 長（猪狩委員）】

これより議事に入ります。よろしくお願いします。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員についてですが、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した川崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員賛同)

御異議ないものと認め、川崎委員よろしくお願いします。

また、議事概要の公表にあたり、前回と同様、署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

2-(1)入札・契約の状況について

【議 長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

資料1により説明

(対象案件：市66件、水道局24件、医療センター17件の合計107件)

【議 長】

次に、抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり川崎委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、川崎委員より意見等がありましたらお願いします。

【川崎委員】

今回13件抽出させていただきました。1件ずつの抽出理由については省略しますが、主に参加業者が1者もしくは2者と少なく、落札率が極めて高いもの、逆に落札率が低いもの、そのほか、参加業者が非常に多い工事がございましたので、参加条件等で考慮した点があるのか、また、契約内容によっては契約日が同一日かつ同一業者との契約となっているものがありますが、それぞれ契約した理由等を確認したく抽出しましたのでよろしくお願いします。

【議 長】

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No.1～2について、教育委員会より説明をお願いします。

【教育部次長】

No.1「市工事等一般2：小名浜学校給食共同調理場空気調和設備改修電気設備工事」及びNo.2「市工事等一般7：小名浜学校給食共同調理場空気調和設備改修工事」について、調理員の作業環境の改善を図るため、特に夏場の熱中症予防対策として、空調設備の設置及び同施設にかかる電気設備の工事を発注しました。

入札方法について、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）」にもとづき一般競争入札を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細については担当課長から御説明しますので、よろしくお願いします。

【施設整備課（課長）】

No.1（「電気設備工事」において参加業者数が多いが、参加条件等で考慮している点などあるのか。）につきまして、当該工事は、「実施要綱」等による発注標準にもとづく参加要件としてお

り、このこと以外、参加条件等で特段の配慮をしているものはありません。入札参加要件にもとづく対象業者の数 58 者に対し、開札の結果、応札者が 8 者となりました。なお、抽出した理由等に記載の「市工事等一般 19, 20, 21」の当課の案件についても、No. 1 と同様の参加要件以外、特段の配慮はしておりません。「参加業者数が多い」ことについて、一般競争入札の電気工事は、参加者数が多い傾向にあります。入札の参加については、業者の判断によるものであり、この理由についてはわかりませんが、他工種より比較的、技術者など人の手配がしやすくなっているものと推測されます。

次に、No. 2（参加業者数が 2 者と少なく、かつ落札率が極めて高い）につきまして、当該工事は、「実施要綱」等による発注標準にもとづく参加要件により、一般競争入札を行いました。参加要件にもとづく対象業者数は、最大 38 者でしたが、開札の結果、応札者が 2 者となりました。

「参加業者数が少ない」理由について、入札参加は業者の判断によるもので、理由についてはわかりませんが、本工事は監督者や技術者などの確保が困難な状況にあると推測されます。「落札率が高い」ことについて、開札の結果、入札 1 回目及び 2 回目とも予定価格を上回ったため、「地方自治法施行令」第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による見積合わせに移行し、見積合わせ 1 回目で決定したため、落札率が 99.91%となりました。このため、適正な事務手続きにより入札を行った結果であると捉えております。当課からの説明は以上です。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの教育委員会の説明について、川崎委員いかがですか。

【川崎委員】

ありがとうございました。

それぞれの工種、「電気」、「管」の参加可能業者数については、「電気」は 58 者、「管」が 38 者となっており、「管」の方が少ないですけれども、各業者の技術者の配置とかそういう問題もあろうかとは思いますが、できるだけ多くの参加業者が応札できるような条件を今後検討していただければよろしいのかなと思っております。

【議 長】

この委員会は、いわき市の適正な入札・契約事務の向上を図るため、「定期的な報告を受け、それに対して意見を述べること」が大切な役割となりますので、委員の皆さま、積極的に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、教育委員会は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 3～4 について、土木部より説明をお願いします。

【土木部長】

No. 3「市工事等一般 4：搔樋小路・上柳生線道路改良工事（第 2 工区）」につきましては、道路付近が狭く急勾配で通行に支障をきたしており、安全な通行の確保と利便性の向上を図るため、改良工事を発注しました。入札方法は、「実施要綱」にもとづき、一般競争入札を行いました。

次に、No. 4「市工事等指名 3：緊急自然災害防止対策事業（金子平地区）がけ崩れ防止工事」につきましては、令和元年東日本台風等により被災したがけ地において、再度の災害発生を防止す

るため、がけ崩れ防止工事を発注しました。入札方法は、「いわき市災害復旧工事等に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関する要綱（以下「特例要綱」という。）」にもとづき、指名競争入札を行いました。

詳細については、担当課から説明しますので、よろしくお願いします。

【土木課（総括土木相談専門員）】

No. 3（1者応札かつ落札率が極めて高い。）について御説明します。本工事は、一般競争入札を行いました。参加要件に合致する業者の数は、最大で42者ですが、開札の結果、応札者は1者であり、その落札率は99.33%となりました。1者入札となった理由は、事業を実施する予定の四倉地区において、事業者数が減少傾向にあることや、通常の工事に加え、災害復旧等の工事も抱えている中で、新たな工事を受注するための技術者等の確保が困難であることから、入札の参加を見送り、他地区からの参入による1者応札に至ったと考えております。また、落札率が高くなった理由については、適正な事務手続きによる結果であると考えております。当課からの説明は以上です。

【河川課（課長）】

No. 4（参加業者数が少ない。）について御説明します。当該工事の工事発注は、「特例要綱」にもとづき指名競争入札を行い、4者の応札がありました。業者の選定は、市内の「とび・土工・コンクリート工事」に登録のある全264者のうち同種工事の施工実績及び地域性を考慮し、11者を選定いたしました。委員の御指摘の参加業者数が少ない理由については、不参加事業者への聞き取り等は実施しておりませんが、当該工事と同様のがけ崩れ防止工事が同時期に数件発注されていたため、監督者や技術者の確保及び、工事期間の調整が困難などの理由によるものと推定しております。当課からの説明は以上です。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いかがでしょうか。

土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、土木部は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 5について、生活環境部より説明をお願いします。

【生活環境部長】

No. 5「市工事等随意1：市道古湊2号線下水道施設移設工事」、「市工事等随意2：市道前原前4号線下水道施設移設工事」について御説明します。二つの工事につきまして、どちらも小名浜支所経済土木課発注の道路工事「安心みちまち冠水対策事業」により、道路側溝の整備を行う上で支障となるマンホール及び汚水桝の高さ調整や移設を行う工事であります。下水道のマンホールや汚水桝は市道内を占有していることから、道路管理者が行う工事等に支障がある場合には、道路管理者からの移設依頼により、その占有者は移設等を行わなければならないこととなっております。

この二つの工事とも、小名浜支所経済土木課からの移設依頼により、下水道施設の移設工事を発注したものであり、どちらも同課発注工事の受注者を相手方とすることにより、安全管理上有利となるほか、工期の短縮及び経費の節減が図られることから、随意契約としました。概要は以

上ですが、詳細は担当所長から御説明しますので、よろしくお願いします。

【南部下水道管理事務所（所長）】

No. 5（契約日が同一日かつ同一業者との契約となっている。契約した理由を確認したい。）について、御説明します。

まず、「契約日が同一日」についてですが、このような移設工事は、道路管理者からの移設依頼があつてから、現地調査や設計内容及び工程調整を行った上で、設計、工事発注を行うこととなります。当該の2件とも同じような時期に同等の内容で移設依頼があつたことから、準備等を一緒に進めたため、結果として、同一日での契約となりました。

また、「同一業者」についてですが、今回のような道路工事に伴う下水道施設の移設工事は、同一の現場内で行う必要があります、道路の交通規制や地域住民の通行制限など、各工事の安全管理や工程管理を円滑かつ確実に行わなければならないことから、小名浜支所経済土木課発注の道路工事受注者に施工を依頼しました。今回は、小名浜支所経済土木課で発注した道路工事の受注者が2件とも同一業者だったため、このような結果になった次第であります。説明は以上です。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの生活環境部の説明について、いかがでしょうか。

渡辺委員お願いします。

【渡辺委員】

随意契約の参加業者数がすべて1者となっていますが、もともと単独の随意契約事案だったのですか。

【南部下水道管理事務所】

単独の随意契約の事案になります。

【渡辺委員】

福島県の場合、10万円以上の随意契約につきましては、相当の理由がない場合は単独の随意契約を行うことはできません。例えば急を要する場合、契約の内容、性質上単独とならざるを得ない場合など対外的な説明が可能な事案については、単独の随意契約が認められています。

参考までに話させていただきました。

【南部下水道管理事務所】

随意契約に関する御質問なのですが、今回、6号随意契約「競争入札に付することが不利と認められるときという場合」に該当するということで、単独の随意契約として実施しました。

【渡辺委員】

承知しました。

【議 長】

他にございますか。

生活環境部の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、生活環境部は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 6～7について、財政部より説明をお願いします。

【財政部長】

No. 6「市物品指名6：吸引ろ過装置」について、生活環境部環境監視センターにおいて、水質検査に使用するため、吸引ろ過装置一式を購入したものであり、入札方法は指名競争入札を行ったものです。

次に、No. 7「市物品随意1：いわきフラWAON」について、総合政策部創生推進課において、市内の高等学校を令和4年3月に卒業する学生に配布する記念品として、いわきフラWAONを選定したものであり、当該カードの発行元との随意契約により購入しました。

概要は以上でございますが、詳細は担当課長から御説明しますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

【契約課（課長）】

No. 6（落札率が低い。）につきまして、規格や納入条件等を具体的に記載した仕様書を提示し、異なるメーカーを取り扱う業者2者から徴収した参考見積書の見積額をもとに、予定価格を設定いたしました。業者選定について、「理科学機器」の品目に登録している市内・準市内の事業者35者から、参考見積書を徴収した2者及びこれまでの指名回数を考慮し選定した5者の、計7者を指名しました。なお、参考見積書は、発注課である環境監視センターにおいて、類似機器の納入実績がある2者から徴収しております。また、指名競争入札の、「市物品指名10,16」においても、同様に複数の業者から見積書を徴収して予定価格を設定しております。いずれも結果として落札率は低くなりましたが、仕様書通りに納品され、検収しておりますので、適正な契約であると考えております。

次に、No. 7（落札率が非公表%であるため、予定価格の設定方法を確認したい。）につきまして、予定価格については、相手方から見積書を徴収し、その見積額をもとに設定いたしました。本件は「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号を適用し、当該カードの発行元との随意契約で購入したものであり、販売価格を予定価格としていることから、落札率が非公表%となりました。なお、記念品として当該カードを選定した理由については、資料に記載のとおりです。また、「市物品随意2,3」も同様に、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号を適用した随意契約で購入したものであり、相手方からの見積額をもとに予定価格を設定しております。当課からの説明は以上です。よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。

川崎委員をお願いします。

【川崎委員】

No. 6についてですが、指名業者7者に対して参加した業者は2者となっておりますが、この2者は参考見積を徴収した2者ですか。

【契約課長】

その2者です。

【川崎委員】

憶測になると思いますが、他の5者が不参加になった要因はどういうことが考えられると思いますか。

【契約課長】

今回の案件についてヒアリングを実施しておりませんので、詳細な理由は承知しておりません。結果として2者が参加したものと認識しております。

【川崎委員】

あくまで参考までに発言しますが、参加業者が少ないときになぜ参加しなかったのか、仕様書や参加条件等が厳しかったのか、そういうところを聞き取りして参加業者を増やす取り組みをしていただければよろしいのではないかと思います。

【契約課長】

今後の入札で参考にさせていただきます。

【議 長】

財政部の説明については、よろしいでしょうか。
(委員賛同)

続きまして、No. 8～10について、水道局より説明をお願いします。

【水道局長】

No. 8「水道工事等一般2：平田町配水管（第146-18号）改良工事」及びNo. 9「水道工事等一般6：平藤間配水管（第124-108号外）改良工事」について、既設配水管の老朽化が著しく、漏水や赤水の発生が多いため、配水管改良工事を発注したものであり、入札方法については一般競争入札を行いました。

次にNo. 10「水道物品指名3：貯蔵品（メーター）購入No. 7（φ13・5078個）」については、水道メーターの有効期限は計量法で8年と定められていることから、令和4年度に検定満期を迎える水道メーターを取り換えるため新規購入したものであり、入札方法は指名競争入札を行いました。

概要は以上ですが、詳細は担当課長から説明しますので、よろしくお願いします。

【水道局工務課（課長）】

私からはNo. 8～9について説明いたします。

はじめに、No. 8（参加業者数が少ないが、考えられる要因はどのようなものか）につきましては、施工箇所がいわき駅前の繁華街で、狭隘な市道で近接する店舗数ならびに通行量も多い箇所であります。工事の施工に際しては、利用者が減少する早朝から昼までの間（4時～12時）の時間制限があること、また、施工箇所には既存の水道管の他、ガス管、下水道管など地下埋設物が輻輳しているため、慎重・困難な工事となることが予想され、結果、応札者が少なかったものと考えられます。対象業者数について、「水道施設工事」に登録している等級格別がAまたはBの全155者に対して2者の応札となりました。

次に、No. 9（参加業者数が多いが、考えられる要因はどのようなものか。）につきまして、9月15日に1回目の入札を行いました。が、応札者がなく不調になり、標準工期を確保する観点から、年度を跨ぐ工期設定（繰越し措置）を整え、改めて入札を行ったところ、農繁期に重ならない工程調整が可能な工期設定であったことに加え、請負工事（水道管工事）の閑散期と重なったことから、結果、応札者が他の工事と比較して多数となったものと考えております。参加者数12者でほかの工事よりも比較的多くなっております。当課からは、以上であります。

【水道局総務課（課長）】

No. 10（比較的落札率が低く、水道-物品 4, 5 とそれぞれ規格が異なるが、一つの契約として発注は出来ないのか。）の「比較的落札率が低い件」につきまして、予定価格を決定する際には、数量やその他条件を示して、取扱い可否照会において、取扱いが可能であると回答のあったすべての事業者から見積書を徴収して決めており、実勢価格に近い金額であると考えております。しかし、入札に際してどうしても落札したいという事業者が、企業努力などによって入札額を低くすることもあるため、落札率が低くなったものと考えられます。

また、「水道-物品 4, 5 とまとめて発注すること」につきましては、一括発注することにより、一定の業務の効率化を図ることができますが、水道メーターの規格により参加業者が異なることから、規格ごとに分割発注することで、より多くの入札参加者の確保を図り、調達コストの低減に努めているところであります。当課からは以上です。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。

（委員賛同）

続きまして、No. 11～13 について、医療センターより説明をお願いします。

【医療センター事務局長】

当センターが所管する No. 11「医療物品指名 1：3 D 経食道用プローブ」、No. 12「医療物品随意 1：IMPELLA 制御装置」、No. 13「医療物品随意 3：スぺロニ開胸器」、「医療物品随意 4：ヘモスフィア F T アップグレードセット」について、説明させていただきます。

はじめに、No. 11 についてであります。心臓を観察するための機器で、超音波画像診断装置に接続するプローブ（探針）が故障したことにより、購入するため、指名競争入札を行いました。

次に、No. 12 についてであります。心不全などの重篤な治療に、補助人工心臓を必要とする際に用いる低侵襲なカテーテル機器を購入するため、随意契約を行いました。

No. 13、「スぺロニ開胸器」につきましては、心臓手術の際に使用しますが、症例数の増加に伴い現有機器と同じものを追加購入しました。「ヘモスフィア F T アップグレードセット」につきましては、患者の心臓の動きや血液の流れの状況などを継続的に監視する装置で、今回、現有機器の機能が追加されることからアップグレードのセットを購入したものであり、いずれも随意契約を行いました。続けて、詳細は担当課長が御説明しますので、よろしくお願いします。

【医療センター施設管理課（課長）】

No. 11（落札率が非公表%。また、ほかの案件も比較的落札率が高く、考えられる要因はどのようなものか。）、No. 12（落札率が非公表%であるため、予定価格の設定方法を確認したい。）につきまして、川崎委員から提出された理由等は関連があるため、一括してお答えいたします。予定価格の設定につきましては、他の入札方法と同様に、納入可能な業者から参考見積書を徴収し、その見積価格を参考に設定をしています。また、納入可能な業者については、専門性が高いことから、1 者あるいは 2、3 者と限られてしまうことが多く、結果として、比較的高い落札率となったものと考えております。

No. 13（契約日が同一日かつ同一業者との契約となっている。それぞれ契約した理由を確認したい。）につきまして、これらはいずれも心臓関連の医療機器で、「スぺロニ開胸器」は心臓血管外科が手術で使用する機器であり、「ヘモスフィア F T アップグレードセット」は臨床工学室において管理している機器で、患者の心臓の動きなどを継続的に監視するため、病棟など様々な部署で使用されています。このように、使用する用途や部署が違うことから、購入に至るまでの調整から入札までそれぞれに行ってきた経緯があり、別々に契約をしました。当課からの説明は、以上です。

【議 長】

ありがとうございます。
ただいまの医療センターの説明について、いかがでしょうか。
渡辺委員お願いします。

【渡辺委員】

医療センター以外にも物品購入の事案がいくつかありますが、複数の業者が参入可能ならば一般競争入札の導入といった方法も選択肢としてはあるのではないかと思います。どのように考えていますか。

【契約課】

物品の一般競争入札につきまして、他市では実施されていることは承知しておりますが、いわき市の場合は市内の中小企業を優先し、業者の育成という考えで市内業者を優先して指名しています。

一般競争入札の導入の可否については他市等の状況を調査しまして、改めて検討したいと考えております。

【渡辺委員】

御承知の通り福島県では一定の金額以上の場合は制限付き一般競争入札を導入しており、必要がある場合には情報提供をしていきたいと思えます。

【議 長】

医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。
(委員賛同)

今回、抽出された 13 件について各部署からの説明は以上となりますが、ほかに御意見等ございますか。

ないようですので、「入札・契約の状況について」は以上となります。

2-(2)指名停止の状況について

【議 長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。
事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

資料4により説明

【議 長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。
では、「指名停止の状況について」は以上となります。

2-(3)入札・契約の実績等について

【議 長】

続きまして、「入札・契約の実績等」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5により説明

【議 長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。
では、「入札・契約の実績等」については以上となります。

3 その他 (1)次回の日程等

【議 長】

続きまして、「その他」に入ります。
「次回の日程等」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第4回の開催につきましては、10月の予定となります。

日程の詳細につきましては、事務局で調整の上、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いします。

また、事案を抽出していただく委員につきましては、第1回の委員会において、輪番とさせていただきますので、50音順で、次は、緑川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【緑川委員】

了解いたしました。

【議 長】

では、次回の事案抽出は緑川委員にお願いします。
また、開催の日程については事務局で調整をお願いします。

3-(2)その他

【議 長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

その他について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する質問や意見等を御自由に発言していただきたいと考えております。
よろしくお願いします。

【議 長】

委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。
なければ、以上をもちまして会議は終了となります。
会議の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉会

【司会】

以上をもちまして、第3回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。事務局が最後に退出しますので、皆様、退出願います。